

御坊市妊産婦アクセス支援助成事業について

妊産婦アクセス支援とは？

自宅または里帰り先から最寄りの分娩施設までの距離が遠い妊産婦に対し、通院や入院にかかる交通費・宿泊費の一部を助成する事業です。母体や胎児の健康上の理由により、遠方の周産期母子医療センター※に通院する場合も対象となります。ただし、妊婦の本人理由で分娩施設が遠方となる場合は対象外です。

※和歌山県立医科大学附属病院、日赤和歌山医療センター、大阪母子医療センター等

対象となる交通費・宿泊費

1. **20km 以上**距離がある分娩施設へ移動する**交通費**(①～④)
①妊婦健診 ②産婦健診(産後概ね1か月後の健診に限る)
③妊娠や出産にあたって必要な診療(治療) ④入院
2. 分娩施設まで **60km 以上**距離があり、お産のために分娩施設近隣の宿泊施設で待機するための**宿泊費**(上限 14 泊)



申請に必要なもの

- ☐ 母子健康手帳の以下のページの写し
 - ・ 妊娠中の経過
 - ・ 出産の状態
 - ・ 退院時の記録
- ☐ 領収書または診療明細書の写し ※母子健康手帳に記載されている日以外の診療日がわかるもの
- ☐ 公共交通機関を利用した場合は、領収書または利用証明書
- ☐ 宿泊に係る領収書
- ☐ 特定分娩取扱施設確認書★ ※周産期母子医療センターを受診する者のみ
- ☐ 同意書★
- ☐ 御坊市妊産婦アクセス支援助成事業助成金申請書兼請求書★

★はホームページからダウンロードできます。

申請期限

通院等が終了した日の年度の **3 月末日**まで

*ただし、通院等の終了が 1 月であれば 4 月末日まで、2 月であれば 5 月末日まで、3 月であれば 6 月末日まで申請できます。



申請書等のダウンロードは

こちらから

御坊市 HP に繋がります。



お問い合わせ

こども家庭センターにっこいあ 0738-23-2525
御坊市役所 2 階 10 番窓口

ここにこ